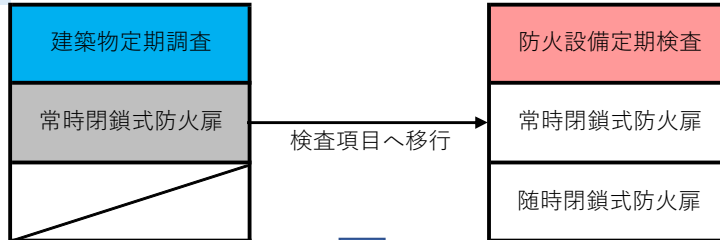


令和7年7月1日以降の防火設備定期検査（防火扉）に係る取り扱いについて

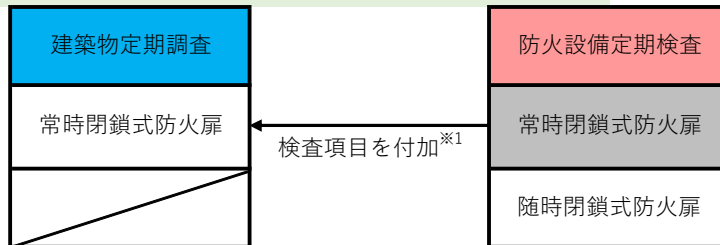
常時閉鎖式防火扉の検査項目を建築物の調査項目に付加し、従来どおり常時閉鎖式防火扉は建築物定期調査で調査する。

●R7.7.1告示改正



●R7.7.1～県の取り扱い

建築基準法施行細則で常閉防火戸の検査項目を建築物の調査項目に付加



※1 平成28年5月2日国土交通省第723号別表第1（1）～（5）

- ・その他の定期報告関係告示の軽微な改正内容については、そのとおり運用することになります。
詳細につきましては、国土交通省の資料をご確認ください。
- ・県のホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/1085979/1085980.html>）にて令和7年度7月1日以降の報告様式をダウンロードできます。
- ・盛岡市内の建築物については、盛岡市の取り扱いを確認ください。